

台湾「新化学物質および既有化学物質資料登録弁法」の修正

台湾 環境保護署は、2021年11月23日、「新化学物質および既有化学物質資料登録弁法」修正版を公布、施行しました。新型コロナウイルスの流行による影響を考慮し、登録期間および情報保護期間の延長や提出項目の軽減がされています。特に、既有化学物質の標準登録につきましては、これからの申請準備でも登録が可能となっています。

改正の主な内容は以下の通りです。

	修正前	修正後
弁法適用外の物質 (他の規制で管理されるもの)の一部	—	職業安全衛生法での“規制性化学品”が追加
	毒性および懸念化学物質管理法での“毒性化学物質”	毒性および懸念化学物質管理法での“毒性および懸念化学物質”
新化学物質 登録有効期間	低懸念ポリマー少量登録、標準登録： 5年（5年後インベントリ収載） 少量登録、簡易登録：2年	全登録種類：5年
新化学物質 情報保護期間	低懸念ポリマー少量登録、標準登録： 5年（インベントリ5年、1回更新可） 少量登録、簡易登録：2年 （更新可、最長15年）	全登録種類：5年 インベントリ収載前後の合計で最長15年と明記
既有化学物質 標準登録の 完了期限	第一段階登録数量<100t/y： 3年以内 第一段階登録数量≥100t/y： 2年以内	数量に関わらず5年
既有化学物質 標準登録の 提出項目	<ul style="list-style-type: none"> ・登録人および物質の情報 ・製造、用途および暴露情報 ・危害分類およびラベル ・安全使用情報 ・物理化学性状、毒性、生態毒性情報 ・危害評価、暴露評価 	左記の危害評価、暴露評価以外の項目を提出し、審査を通過した場合、完了コードが発行。 危害評価および暴露評価は、指定された期限までに提出。

弊社の台湾申請代行サービスでは、申請プランの提案から申請資料の作成（輸入者への情報非開示対応）、試験データの取得およびモニター、当局対応（補正要求対応）、事後管理までトータルで承っております。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

参考：

<台湾 行政院 官報>

<https://gazette.nat.gov.tw/egFront/detail.do?metaid=128287&log=detailLog>

<台湾 行政院 環境保護署 法規制サイト>

<https://www.tcsb.gov.tw/cp-23-5578-1eb9d-1.html>

<台湾 行政院 環境保護署 毒物および化学物質局 プレスリリース>

<https://www.tcsb.gov.tw/cp-23-5578-1eb9d-1.html>

■お問い合わせ先（環境・健康・安全評価センター 営業担当）

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1

TEL：03-6896-6436

E-mail：MCJP-MBX-MCR_sales@mchcgr.com

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/ehs/contact/>